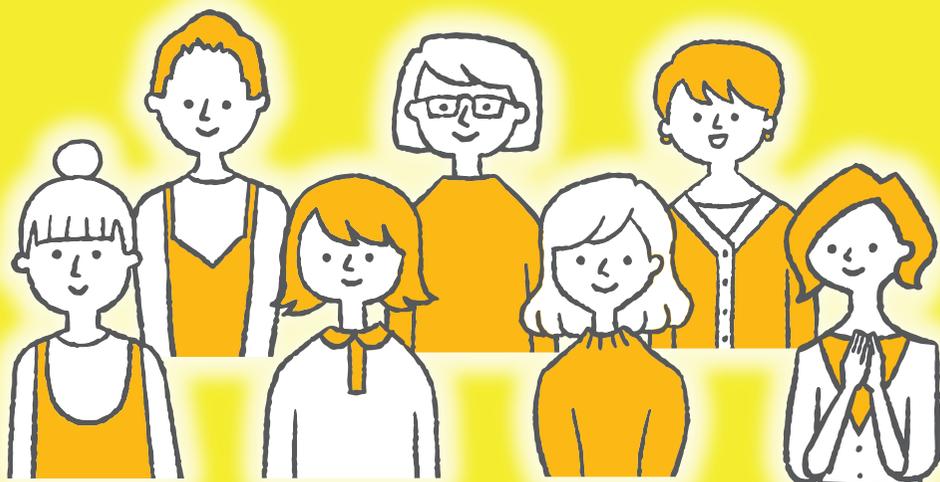


ハラスメント防止 ガイドブック

～ 学生編 ～



H a r a s s m e n t P r e v e n t i o n G u i d e b o o k



フェリス女学院大学
ハラスメント防止委員会

1. ハラスメントとは？

行為者の意図にかかわらず、相手に不快感や脅威を与える言動のことをいいます。多くの場合、教員と学生といった上下関係の中で起きるため、不快に思っても、それらの言動に対して行為者に抗議や拒否をすることが難しく、ハラスメントが続いてしまうこともあります。

セクシュアルハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。

— 例 —

- 食事やデートにしつこく誘ったり、恋愛経験について執拗に尋ねる
- 容姿や体型のことをからかったり、「女性には仕事を任せられない」など性差別的な発言をする
- 性的マイノリティであることをからかったり、「レズ」「おかま」などと侮蔑的な表現をしたり、アウティング(*)をする

*アウティングとは、本人の同意なく、性的指向や性自認について第三者に公にすること

アカデミックハラスメント

教育や研究上の地位や権限の優位性を背景に、不適切で不当な言動を行うことをいいます。

— 例 —

- 理由なく教育や研究上の指導をしない
- 些細なミスを大声で叱責したり、人格を否定するような発言をする
- 教育や研究に関係がないにもかかわらず不必要に呼び出したり、私用を押しつける

パワーハラスメント

組織内での地位や権限の優位性を背景に、不適切で不当な言動を行うことをいいます。

— 例 —

- 人前で過剰に叱責したり、人格を否定するような発言をする
- 無視したり、理由なく仕事を与えなかったりする
- 一人ではできそうもない過大な作業を要求し、できなかったら執拗に責め立てる

その他のハラスメント

ジェンダーやセクシュアリティに関する差別的発言だけでなく、その他にも授業などで人種や国籍、民族的アイデンティティ、信条や年齢などに関する差別的発言を繰り返すこともハラスメントになります。



2. ハラスメントのないキャンパスに向けて

● 本学の基本方針

フェリス女学院大学では、セクシュアルハラスメントのみならず性的言動を伴わないハラスメントも、個人の人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないものと考えています。

全ての学生・教職員が対等な個人として尊重され、セクシュアルハラスメントなど人権侵害と性差別のない環境の中で、学習・研究・就業に専念できることを目指しています。

● 誰もが被害者・加害者にならないために

◆ あれ？と思ったら…

大学には学生相談室などの学内相談窓口のほか、学外の専門家（弁護士）に相談できる学外相談窓口もあります。学内の人には話しにくい・話したくないと思ったら、学外の相談員に相談することができますので積極的に活用してください。もちろん、相談した内容を、相談者の承諾なしに勝手に誰かに漏らすことはありません。「こんなことで相談してもいいの？」と一人で悩まず、一緒に解決策を考えていきましょう。

◆ もし相談されたら…

フェリス生の友人や後輩などからハラスメントについて相談された場合は、専門の相談窓口があることを教えてあげてください。その際、「勝手に相談内容が漏れることはないので安心して相談できる」ということを併せて伝えてほしいと思います。一人で相談する勇気がないようであれば、つきそってあげると心強いかもしれません。

◆ 加害者にならないために

部活動やサークルなどでの先輩－後輩関係は上下関係に近いため、先輩という優位な立場を背景にハラスメントの加害者になってしまうこともありえます。あなたの言動に対して、相手から「やめてほしい」と言われたら絶対に繰り返さないことが重要です。

3. ハラスメント解決の流れ

① ハラスメント相談員*1に相談

- ◆ ハラスメント学外専門相談員
- ◆ 学生相談室カウンセラー



終了

相談者が次の段階を希望しなければ、相談終了。必要に応じて、継続的に相談を行うこともできます。

調整

申立てを行わない場合であっても、相談者が希望するときは、相手方の所属長およびハラスメント防止委員会委員長と協議の上、問題解決のための調整活動を行います。

② 申立て

相談者が希望する場合は、相談員を通して、ハラスメントへの対処を求める申立てをハラスメント防止委員会*2に対して行うことができます。ハラスメント防止委員会は、その申立て内容を十分に検討し、対処方法を決定します。

受理

不受理(棄却)

『③ 対処』(P4)へ



③ 対処

申立てが受理されると、ハラスメント防止委員会は審議のうえで、次のいずれかの対応をします。

◆ 通知

問題解決を意図しつつ、相手方に対して苦情を伝え、発生している問題を知らせます。

◆ 調停

ハラスメント防止委員会の下に「ハラスメント調停委員会」を設置し、相談者と相手方との話し合いによる問題解決を図ります。

◆ 調査

ハラスメント防止委員会の下に「ハラスメント調査委員会」を設置し、当事者、相談員、その他関係者から事情を聴くなどして、発生している問題を把握します。この調査内容に基づき、①調停②学長に対する勧告^{*3}などを行います。

※1 ハラスメント相談員

本学にはハラスメント相談員として、「ハラスメント学外専門相談員」と「学生相談室カウンセラー」がいます。どちらも秘密を守った上で丁寧にハラスメント事案の相談に応じます。相談内容に応じて、ハラスメント防止委員会に申立てを行い、大学としての対処を求めることもあります。

※2 ハラスメント防止委員会

ハラスメント防止委員会とは、各学部の教員と事務職員、学生部長とで構成される大学内の委員会です。秘密を守り公平さを保ちつつ、ハラスメント事案の対処に当たったり、防止に向けた啓発活動を行っています。

※3 学長に対する勧告

問題解決のために、学長に対して「改善措置」と「勧告理由」を提示します。この勧告書に基づき関係各部署と協議の上、処置等を執行します。勧告書の内容に応じて、学則上の処分（訓告、謹慎、停学、退学）や、就業規則上の処分（譴責、解任、諭旨解雇、懲戒解雇）が必要であると学長が判断した場合には、その実施を本学または本学院の所管の機関に要請します。

4. よくある質問

Q1 相談内容の秘密は厳守されますか？

A

相談員には、守秘義務が課せられており、相談者の了解を得ることなく、他の人に相談内容を伝えることはありませんので、安心して相談してください。これは、相談員のみならず、対応に関与した関係者も同様です。

Q2 ハラスメントかどうかわからないのですが、相談してもいいですか？

A

もちろん構いません。相談するかどうか悩んでいるということは、何らかの問題が起きている状態だと思います。相談員に相談いただければ、一緒に問題点を考えていきます。

Q3 申立てまでは考えていないのですが、相談してもいいですか？

A

もちろん構いません。誰かに話すことで気分が落ち着くこともあります。また、申立て以外の解決の道を探ることもできますので、お気軽にご相談ください。申立てをするかどうかは相談者の要望が第一に優先されますので、“勝手に申立てをされてオオゴトになる”といったことはありません。

Q4 学内で相談するのは少しためられるのですが・・・

A

学内でも守秘義務は保たれますが、外部にも多くの相談窓口があります。たとえば次のような相談機関があります。相談時間帯などは機関によって異なりますので、ご注意ください。

- 「心とからだで生き方の電話相談」(横浜市男女共同参画センター)TEL 045-871-8080
- 女性の人権ホットライン(法務省)TEL 0570-070-810
- みんなの人権110番(法務省)TEL 0570-003-110
- かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」(神奈川県)TEL #8891

Q5 アルバイトやインターンシップ先のことなど、外部のことでも相談してもいいですか？

A

もちろん構いません。本学の学生であれば、相談員に相談することができます。また、アルバイトやインターンシップ先のことであれば、次のような外部相談窓口もあります。

- ハラスメント悩み相談室(厚生労働省)
<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>① メール・SNSで相談可
- 労働局総合労働相談コーナー(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>②
- 労働局雇用環境・均等部(厚生労働省)〈神奈川県〉TEL 045-211-7380(各都道府県にあり)



5. その他

その他ハラスメントに関わる規程や、解決手順の詳細については、以下をご覧ください。

● ハラスメント防止のために

https://www.ferris.ac.jp/students-visitor/harassment_prevention/



● ハラスメントに関するガイドライン

https://www.ferris.ac.jp/mt_img/Harassment_guideline.pdf



● ハラスメント防止委員会規程

https://www.ferris.ac.jp/mt_img/Harassment_2.pdf



● ハラスメント相談員規程

https://www.ferris.ac.jp/mt_img/Harassment_3.pdf



フェリス女学院大学は、全ての学生・教職員が、ハラスメントのない環境で学習・研究・就業に専念できることを目指しています。

相談窓口

相談窓口では、相談者のプライバシーを固く守ります。本人の同意や了承なく相談内容を漏らすことはありませんので、安心して気軽に相談してください。

1. ハラスメント学外専門相談員

紙のリーフレットには、相談窓口の連絡先を記載しています。

2. 学生相談室〈要予約〉

紙のリーフレットには、相談窓口の連絡先を記載しています。

3. その他

保健室や学生課窓口でも相談に応じることができますが、内容によっては、1、2の窓口をご案内することがあります。